

兵庫県公報

平成24年4月17日 火曜日 第2380号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 平成24年度狩猟免許試験の実施（自然環境課）	2
○ 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施（同）	4
○ 公有水面埋立工事のしゅん功認可（港湾課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（市街地整備課）	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
公 告	
○ 二級河川高橋川水系河川整備計画の策定（総合治水課）	7
○ 二級河川矢田川水系河川整備計画の策定（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	8
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	12
○ 随意契約の相手方等の公示	12
正 誤	
○ 平成24年4月1日付け兵庫県公報号外中	12

告 示

兵庫県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年4月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 神戸市長坂土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	西中義彦	神戸市西区伊川谷町長坂546番地
同	松下元治	同 市同区伊川谷町長坂416番地の2
同	重塚政雄	同 市同区伊川谷町長坂597番地
同	清水洋二	同 市同区伊川谷町長坂222番地
同	西金義夫	同 市同区伊川谷町長坂579番地
同	北井義雄	同 市同区伊川谷町長坂109番地
同	松下 榮	同 市同区伊川谷町長坂570番地の1
同	松下敏朗	同 市同区伊川谷町長坂588番地
同	北井健一	同 市同区伊川谷町長坂141番地
監事	森金勝	同 市同区伊川谷町長坂146番地
同	池田耕治	同 市同区伊川谷町長坂137番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	面 中 義 彦	神戸市西区伊川谷町長坂546番地
同	松 下 元 治	同 市同区伊川谷町長坂416番地の 2
同	重 塚 政 雄	同 市同区伊川谷町長坂597番地
同	松 下 榮	同 市同区伊川谷町長坂570番地の 1
同	松 下 敏 朗	同 市同区伊川谷町長坂588番地
同	北 井 健 一	同 市同区伊川谷町長坂141番地
監 事	森 金 勝	同 市同区伊川谷町長坂146番地
同	池 田 耕 治	同 市同区伊川谷町長坂137番地

2 青木土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	谷 林 禮 二	宍粟市山崎町青木1351番地

3 幕山土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	妹 尾 巖	佐用郡佐用町才金645番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	木 村 義 晴	佐用郡佐用町才金481番地 3



兵庫県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成24年 4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
青木土地改良区	平成24年 4月 4日



兵庫県告示第540号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成24年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成24年 4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験の区分、日時及び実施場所

区 分		日 時	実施場所
第 1 回	1 次 試験	平成24年 7月 4日（水） 午後 1 時10分から午後 5 時まで	神戸市中央区山本通 4 丁目22番15号 兵庫県立のじぎく会館
			姫路市北条 1 丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館
			養父市八鹿町国木594番地10号 兵庫県立但馬長寿の郷
	2 次 試験	平成24年 7月18日（水） 午前 9 時30分から午後 5 時まで 平成24年 7月25日（水） 午前 9 時30分から午後 5 時まで	姫路市北条 1 丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館
神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 番28号 兵庫県中央労働センター			

第2回	1次試験	知識試験及び適性試験	平成24年9月9日(日) 午後1時10分から午後5時まで	神戸市中央区山本通4丁目22番15号 兵庫県立のじぎく会館
	2次試験	技能試験	平成24年9月22日(土) 午前9時30分から午後5時まで	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
			平成24年9月30日(日) 午前9時30分から午後5時まで	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館

- (注) 1 2次試験(技能試験)は、1次試験(知識試験及び適性試験)に合格した者に限り、受験票に指定された日時に受験することができる。
- 2 既に他の狩猟免許を有し、その有効期間内にこれと異なる種別の狩猟免許を受けようとする者については、1次試験(知識試験)の一部を免除する。

2 受験資格

兵庫県に住所(住民登録)を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書 1通(申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに)

申請書用紙は、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、各県民局農林(水産)振興事務所において、平成24年5月下旬から配布する。

イ 写真 1枚(申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに)

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書(原本) 1通

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付するものとし、それ以外の場合にあっては法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書(発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同じ回複数の狩猟免許申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。)を添付するものとする。

(2) 受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回	平成24年6月4日(月)から同月19日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成24年6月18日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。	午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)
第2回	平成24年8月6日(月)から同月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成24年8月20日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。	

(3) 提出先

郵便番号 650-8567(兵庫県庁の固有番号のため、住所の記載は不要)
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係
(朱書きで、「狩猟免許申請書在中」と記載すること。)

(4) 手数料

5,200円(知識試験の一部を免除される者は3,900円)相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

4 合格者の発表

1 次試験（知識試験及び適性試験）の合否は、はがきで通知する。
 2 次試験（技能試験）の合格者は、試験終了後、試験会場に受験番号を掲示し狩猟免許を交付する。

5 受験についての問合せ先

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係
 電話 (078) 341-7711 (代表) 内線 4216



兵庫県告示第541号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成24年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 適性試験及び講習の日時及び場所

開催事務所名	期 日	時 間	場 所
神戸農林水産振興事務所	平成24年 7月10日（火）	午後1時30分から 午後5時まで	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
同 上	同月23日（月）	同 上	神戸市西区糺台5丁目6番1号 神戸市立西区民センター
同 上	同 年 8月7日（火）	同 上	神戸市北区藤原台中町1丁目3番1号 神戸市立北神区民センター
同 上	同月28日（火）	同 上	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
同 上	同 年 9月14日（金）	同 上	同 上
阪神農林振興事務所	同 年 7月19日（木）	同 上	尼崎市東難波町4丁目18番23号 尼崎市立労働センター
同 上	同月31日（火）	同 上	川辺郡猪名川町白金1丁目74番地16 猪名川町立中央公民館
同 上	同 年 8月9日（木）	同 上	宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所3階 大会議室
同 上	同月24日（金）	同 上	西宮市六湛寺町10番11号 西宮市民会館（アミティホール）
同 上	同月30日（木）	同 上	三田市川除575番地 三田市総合福祉保健センター
加古川農林水産振興事務所	同 年 7月11日（水）	同 上	明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地7 明石市立産業交流センター
同 上	同月13日（金）	同 上	加古川市平荘町里1137番地の12 平荘湖アクア交流館
同 上	同月18日（水）	同 上	高砂市阿弥陀町生石61番地 ふれあいの郷生石研修センター
加東農林振興事務所	同月6日（金）	同 上	加西市北条町古坂1丁目1番地 加西市民会館
同 上	同月12日（木）	同 上	西脇市郷瀬町605番地 西脇市民会館

同上	同月19日(木)	同上	三木市福井1933番地12 三木市教育センター
同上	同月31日(火)	同上	加東市下久米1227番地18 兵庫県立嬉野台生涯教育センター
姫路農林水産振興事務所	同月20日(金)	同上	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県姫路総合庁舎姫路職員福利センター
同上	同年 8月1日(水)	同上	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館
同上	同月10日(金)	同上	神崎郡福崎町福田116番地の2 福崎町エルデホール
光都農林水産振興事務所	同年 7月11日(水)	同上	赤穂市加里屋中州3丁目55番地 赤穂市民会館
同上	同月24日(火)	同上	宍粟市山崎町鹿沢65番地3 宍粟防災センター
同上	同月31日(火)	同上	佐用郡佐用町下徳久1005番地の1 南光文化センター
同上	同年 8月3日(金)	同上	赤穂郡上郡町光都3丁目1番1号 兵庫県立先端科学技術支援センター
同上	同月7日(火)	同上	宍粟市一宮町東市場387番地9 宍粟市立センターいちのみや
同上	同月10日(金)	同上	たつの市新宮町宮内458番地7 兵庫県立西播磨文化会館
豊岡農林水産振興事務所	同年 7月6日(金)	同上	豊岡市出石町水上316番地 豊岡市立出石農村環境改善センター
同上	同月20日(金)	同上	美方郡新温泉町湯字飛々田1019番地 新温泉町保健福祉センター
同上	同年 8月3日(金)	同上	豊岡市幸町7番11号 兵庫県豊岡総合庁舎
朝来農林振興事務所	同年 7月19日(木)	同上	養父市八鹿町国木594番地10号 兵庫県立但馬長寿の郷
同上	同月27日(金)	同上	朝来市和田山町玉置877番地1 朝来市文化会館和田山ジュピターホール
丹波農林振興事務所	同月5日(木)	同上	丹波市柏原町柏原5600番地 兵庫県立丹波の森公苑
同上	同月24日(火)	同上	篠山市網掛301番地 篠山市立丹南健康福祉センター
洲本農林水産振興事務所	同月26日(木)	同上	淡路市多賀600番地 兵庫県立淡路文化会館
同上	同年 8月1日(水)	同上	洲本市塩屋2丁目4番11号 淡路建設会館
同上	同月9日(木)	同上	南あわじ市広田広田1057番地1 南あわじ市緑公民館

2 対象者

兵庫県に住所(住民登録)を有する者で、平成24年9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更新を受けようとする者。

3 更新申請の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各農林（水産）振興事務所において配布する。

イ 写真1枚

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書（原本） 1通

<申請時に銃砲所持許可証を有する者>

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し（1ページ目から2ページ目の見開き）

<申請時に銃砲所持許可証を有していない者>

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合は、法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同時に複数の狩猟免許更新申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。）

(2) 提出期間

適性検査及び講習の実施日の5日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出先

住所地を所管する農林（水産）振興事務所

(4) 手数料

2,800円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許更新申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。



兵庫県告示第542号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年4月17日

尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 しゅん功認可年月日

平成24年4月5日

2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県

兵庫県知事 井戸敏三

3 埋立区域の位置及び面積

尼崎市東海岸町11番、19番の1、26番、23番の1及び17番に接する県有護岸敷地先公有水面管理型区画第1-1工区 161,595.35平方メートル

安定型区画第1-1(2)工区 6,872.69平方メートル

同 第1-2-1(2)工区 8,118.76平方メートル

同 第2-2-1(2)工区 27,298.53平方メートル

同 第2-2-2(2)工区 18,161.91平方メートル

4 免許年月日及び番号

昭和62年10月16日

兵庫県指令港第18号の14

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名

尼崎市



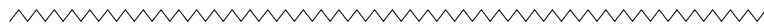
兵庫県告示第543号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり生穂漁港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年 4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 しゅん功認可年月日
平成24年 3月30日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 井 戸 敏 三
- 3 埋立区域の位置及び面積
淡路市生穂1469番2から1465番を経て1464番に至る間の地先公有水面及び同市大谷第1号53番の地先公有水面
2工区 3,124.36平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
平成21年 8月 7日
兵庫県指令淡路（洲土）第3220号の7
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
淡路市



兵庫県告示第544号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、稲美町国岡西部土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年 4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事務所の所在地
変更前 稲美町国岡1丁目151番地
変更後 稲美町国安1150番地の1
- 2 変更認可の年月日
平成24年 4月 6日



兵庫県告示第545号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年 4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23西播位置 0010号	24. 4. 4	宍粟市山崎町上寺字上垣内13番1の一部、13番5の一部、13番9	6.00	35.12

公 告

二級河川高橋川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川高橋川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び神戸県民局神戸土木事務所において公表する。

平成24年 4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



二級河川矢田川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川矢田川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び但馬県民局新温泉土木事務所において公表する。

平成24年 4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町富永字樋詰408番1、408番2、408番3、408番7の一部、408番8の一部、415番5、415番5地先水路、415番6の一部、416番1、416番4の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町木村303番地1
株式会社マルアイ 代表取締役 井 元 進
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成23年11月21日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－10号（23たつの）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市大町3番5、3番6、3番25
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市惣門町45番地
石 野 光 利
大阪府吹田市佐井寺4丁目13番1号
石 野 千 恵 美
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年2月3日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－14号（23赤穂）

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第45号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年 4月17日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

- 1 起業者の名称
神戸市
- 2 事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3. 3. 13号山手幹線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成24年 4月16日

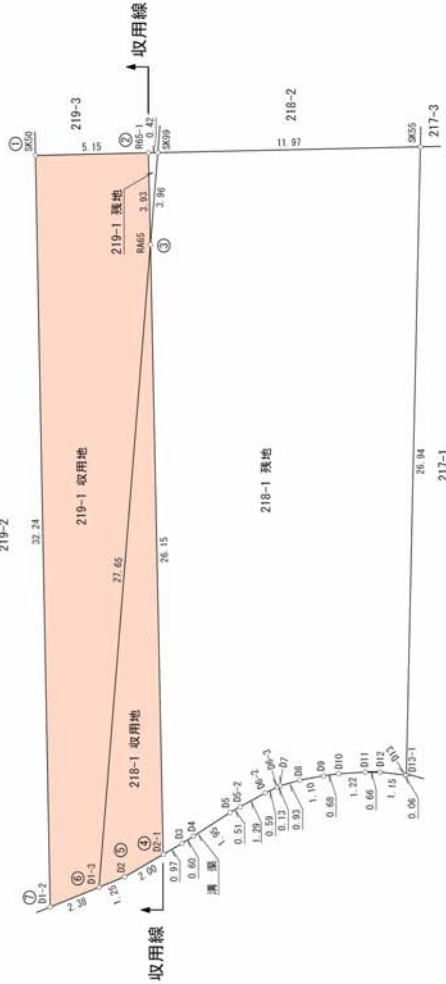
4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

所在	裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			
	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
神戸市 東灘区 本山北町 二丁目	219番1	雑種地	m ² 117	m ² 123.97	m ² 123.14 (注1)	井谷 修子	神戸市東灘区本山北町 5丁目12番7号	なし	—	—	—	—
	218番1	雑種地	m ² 347	m ² 364.07	m ² 38.88 (注2)	井谷 修子	神戸市東灘区本山北町 5丁目12番7号	なし	—	—	—	—
	219番3	雑種地	m ² 1.69	m ² 1.70	m ² 1.56 (注3)	井谷 忠裕	芦屋市東山町1番19-201号	井谷 修子	神戸市東灘区本山北町 5丁目12番7号	井谷 修子	神戸市東灘区本山北町 5丁目12番7号	土地使用借権
	218番2	雑種地	m ² 3.61	m ² 3.63	m ² 0	井谷 忠裕	芦屋市東山町1番19-201号	井谷 修子	神戸市東灘区本山北町 5丁目12番7号	井谷 修子	神戸市東灘区本山北町 5丁目12番7号	土地使用借権

(注1) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①②③⑥⑦及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分
 (注2) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の③④⑤⑥及び③の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分
 (注3) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①②③④及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

実測平面図 S=1:200

土地の所在 神戸市東灘区本山北町二丁目
地 番 219番1, 218番1



座 標 求 積 表

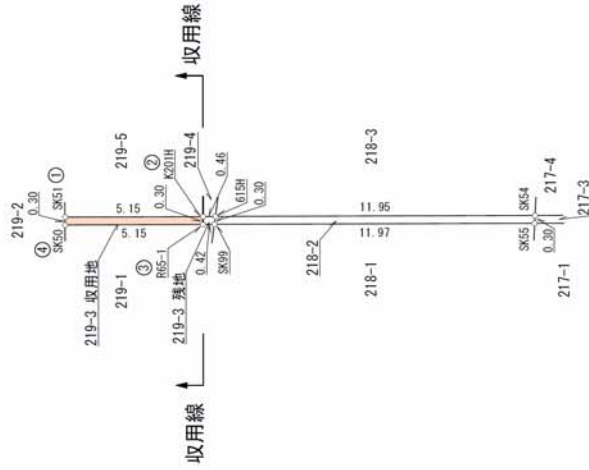
地番	219-1 収用地				距離
	No.	標 高	X	Y	
SK50	①	金 属 板	-140671.944	86784.112	5.15
R65-1	②	金 属 板	-140676.897	86785.551	3.93
RA65	③	金 属 板	-140678.001	86781.770	27.65
D1-3	④	金 属 板	-140682.872	86754.547	2.38
D1-2	⑤	金 属 板	-140680.938	86753.148	32.24
		倍 積	246.287516	面積	123.1437581
				地 積	123.14 m ²
地番	219-1 残地				距離
	No.	標 高	X	Y	
R65-1	②	金 属 板	-140676.897	86785.551	0.42
SK99	③	金 属 板	-140677.304	86785.670	3.96
RA65	③	金 属 板	-140678.001	86781.770	3.93
		倍 積	1.569956	面積	0.8349778
				地 積	0.83 m ²
				総 計	123.97 m ²

地番	218-1 収用地				距離
	No.	標 高	X	Y	
RA65	②	金 属 板	-140678.001	86781.770	26.15
D2-1	④	金 属 板	-140685.337	86756.667	2.00
D2	⑤	金 属 板	-140683.891	86755.283	1.25
D1-3	⑥	金 属 板	-140682.872	86754.547	27.65
		倍 積	77.778203	面積	38.8891013
				地 積	38.88 m ²

地番	218-1 残地				距離
	No.	標 高	X	Y	
SK99		金 属 板	-140677.304	86785.670	11.97
SK55		金 属 板	-140688.802	86789.011	26.94
D13-1		金 属 板	-140695.159	86762.822	0.06
D13		金 属 板	-140695.098	86762.805	1.15
D12		金 属 板	-140693.960	86762.633	0.66
D11		金 属 板	-140693.316	86762.464	1.22
D10		金 属 板	-140692.156	86762.077	0.68
D9		金 属 板	-140691.519	86761.813	1.10
D8		金 属 板	-140690.520	86761.350	0.93
D7		金 属 板	-140689.714	86760.879	0.13
D6-3		金 属 板	-140689.608	86760.794	0.59
D6-2		金 属 板	-140688.144	86760.418	1.29
D5-2		金 属 板	-140688.191	86759.542	0.51
D5		金 属 板	-140687.810	86759.192	1.95
D4		金 属 板	-140686.463	86757.779	0.60
D3		金 属 板	-140686.041	86757.340	0.97
D2-1	④	金 属 板	-140685.337	86756.667	26.15
RA65	③	金 属 板	-140678.001	86781.770	3.96
		倍 積	650.362411	面積	325.1812053
				地 積	325.18 m ²
				総 計	364.07 m ²

実測平面図 S=1:200

土地の所在 神戸市東灘区本山北町二丁目
地 番 219番3, 218番2



産 標 求 積 表

219-3 取用地					
地 番	標 識	X	Y	距	離
SK51 ①	金属板	-140671.859	86784.402		5.15
K201H ②		-140676.812	86785.844		0.30
R65-1 ③		-140676.897	86785.551		5.15
SK50 ④	金属板	-140671.944	86784.112		0.30
	倍 積	3.132484		面 積	1.5662420
				地 積	1.56 m ²
219-3 残地					
地 番	標 識	X	Y	距	離
K201H ②		-140676.812	86785.844		0.46
615H	金属板	-140677.257	86785.974		0.30
SK99	金属板	-140677.304	86785.670		0.42
R65-1 ③		-140676.897	86785.551		0.30
	倍 積	0.270756		面 積	0.1353780
				地 積	0.13 m ²
				總 計	1.70 m ²

218-2					
地 番	標 識	X	Y	距	離
615H	金属板	-140677.257	86785.974		11.95
SK54	金属板	-140688.733	86789.306		0.30
SK55	金属板	-140688.802	86789.011		11.97
SK99	金属板	-140677.304	86785.670		0.30
	倍 積	7.267747		面 積	3.6338735
				地 積	3.63 m ²

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 4月17日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - (1) 更新時講習等に使用する教本
 - (2) 更新時講習等に使用する地方版資料
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年 3月23日
- 4 落札者の名称及び住所
 - (1) 伊藤印刷株式会社 三重県津市大門32番地13号
 - (2) 財団法人兵庫県交通安全協会 神戸市中央区下山手通5丁目5番14号
- 5 落札金額
 - (1) 68,103,000円
 - (2) 20,286,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 2月10日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 4月17日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称
運転免許証作成用消耗品等の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 4月 2日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社東芝社会インフラシステム社ソリューション・自動化機器事業部 I D機器システム営業部
東京都港区芝浦1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
年間予定額 371,334,012円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

正 誤

○平成24年 4月 1日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県選挙管理委員会告示第13号（兵庫県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から3	「公園島企画室長」を「公園島推進室長」に改める。	「企画防災課又は企画課の事務を総轄する総務企画室長又は公園島企画室長」を「総務企画室長」に、「企画防災課長又は企画課長」を「企画防災課長又は企画課長（総務防災課長の職が置かれている県民局にあっては総務防災課長）」に改める。